

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果
(保育所等)

1 評価機関

名 称	株式会社ふくし・ファーム
所在地	東京都東久留米市南町1-13-38
評価実施期間	令和4年12月26日～令和5年3月31日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	さくらさくみらい柏の葉 サクラサクミライカシワノハ		
所在地	〒277-0871 千葉県柏市若柴178-4柏の葉キャンパス148街区1A		
交通手段	つくばエクスプレス 柏の葉キャンパス駅より徒歩3分		
電 話	04-7199-9525	F A X	04-7199-9526
ホームページ	https://www.sakura-39.jp/hoiku/kashiwanoha/		
経営法人	株式会社さくらさくみらい		
開設年月日	平成29年4月1日		
併設しているサービス	特になし		

(2) サービス内容

対象地域	柏市								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	6	12	20	20	20	20	98		
敷地面積	1430.69㎡			保育面積			808.26㎡		
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	内科健診（年2回）、歯科検診（年1回）、身体測定（月1回）								
食事	午前おやつ(牛乳・乳児のみ)、昼食、午後おやつ、補食（18時30分以降）								
利用時間	7時～20時								
休 日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）								
地域との交流	他園との交流、小学校交流会、機動隊見学								
保護者会活動	保護者会はなし。運営委員のみ各クラスより1名選出。								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	22	6	28	
専門職員数	保育士	看護師		
	23	1		
	栄養士	調理師		
	1	3		

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	柏市役所保育運営課に必要書類を揃えて申込	
申請窓口開設時間	9時～17時	
申請時注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・集団保育が可能と判断されること ・支給認定の事由に該当し、常時保育が必要であると認められること ・入園希望付き1日時点で、希望保育園等の受入れ可能な保育年齢（月齢）を経過していること 	
サービス決定までの時間	毎月5日までの申込み、中旬頃結果発表	
入所相談	随時受付	
利用代金	柏市の決定による	
食事代金	主食費500円、副食費5,500円	
苦情対応	窓口設置	松丸すみえ（園長）
	第三者委員の設置	八木ゆかり（東京福祉専門学校講師）、野中利夫（株式会社さくらさくプラス常勤監査役）

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>こども達の成長が花ひらくよろこびやうれしさをともに</p> <p>理念：子ども・保護者・職員の笑顔あふれるあたたかい『おうちのよ うなほいくえん』</p> <p>方針：愛情をたっぷり注ぎあわてず個性を伸ばす</p> <p>保育目標：『心身ともに強い子ども』『明るく元気な子ども』『考え る力をもつ子ども』『思いやりのある子ども』</p>
<p>特 徴</p>	<p>子どもの興味関心に沿った保育内容の展開 やりたいと思ったことをすぐに行動できるような環境設定や 援助を心がけています。</p> <p>栽培や食物に触れる機会を設け、食べることへの意欲へ繋げている。 食べることは苦手でも、見て触れてなどなど感じることから 興味をもってもらえるようにしています。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>お腹が空いたから食べる、使わなくなったおもちゃは片づけるなど保 育者が主導で行動するのではなく、子ども自身が感じ考え主体的に行 動できるよう援助しています。</p> <p>興味をもったことをやり抜く力や、困ったときにどうするか？ 相手の気持ちを思いやるなど内面的な育ちを大切にしています。</p> <p>遊びの中から得た学びを継続して次の活動に繋げていけるような 保育内容を立案しています。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
法人オリジナル幼児教育プログラムを通じて、遊びから自己の学びへ向かうきっかけになるように計画的に実践し、就学へ移行を図っています
運営法人は、新たな幼児教育プログラム「CLiP(Children Learn in Play “子どもたちが遊びの中で学ぶ”）」を展開しています。「CLiP」を通して、「ことば・もじ・かず・かたち」に遊びや活動を通じて自然と「学びの基礎にふれる経験」を積み重ねています。特に、記憶力・読解力・理解力・見る・聞く・書く力・語彙力の基礎にふれる「ことば・もじ」の発達領域では、絵本やごっこ遊びなどの遊びから学んでいます。また、音楽的な表現力を育む機会として今月の歌やリトミックを、体を使った表現力を育む機会としてサーキットなどを取り入れています。また、絵画的な表現力を育む機会として、フィンガーペイント・ちぎり絵・ソルトアートなどを取り入れています。このように、さまざまな表現を楽しめる機会を充実させています。
「食」を身近に感じる活動から始まり、野菜の栽培や調理などの体験を通して、「食」の楽しさや大切さを学んでいます
献立は法人統一で、季節の食材を取り入れ、栄養に配慮した和食中心の給食を提供しています。行事に際しては、具材の型抜きを行ったり、ランチョンマットや紙皿を使用したりするなど、雰囲気盛り上げています。食育活動では、「普段の生活の中で食に関わることを大切にして取り組んでいます。園内ではブロッコリー・トマト・かぶ・なす・ピーマン・枝豆などの野菜を栽培し、給食に取り入れています。また、お米は種籾から育て、収穫・脱穀をしておにぎりを作った後は、わらで正月飾りを作るところまで体験しています。0歳児は食材にふれることから始め、5歳児クラスになると、うどんやおにぎりづくりなどの調理を行っています。日常の食事や食育活動を通して、「食」の楽しさや大切さを学んでいます。
400冊以上の本を集めた「さくらさくライブラリー」や「ワールドライブラリー」・「ふるさとライブラリー」を設け、多様な文化にふれる機会を作っています
園内には「さくらさくライブラリー」があり、多くの絵本(全館で400冊以上)を所蔵しています。加えて、外国の文化をテーマにした「ワールドライブラリー」や全国の作家の作品を紹介する「ふるさとライブラリー」もあります。さらに絵本の貸し出しも行っています。絵本を通して、子どもたちの情緒的発達や、文字・言葉・表現などを育むとともに、多様な文化にふれる機会を設けています。
階層別研修・シャッフル保育・拠点勉強会などを通じて、職員一人ひとりの育成を図り、保育の質の向上を図っています
研修計画には、本部で実施している研修・園内研修・外部研修などがあります。本部の研修は、階層別に年3回実施されており、経験や実績に合わせて各職員が参加する仕組みになっています。また、交換研修では職員が他の系列園に赴き、園の取り組みや同じ職種や役職の業務について見聞を広げる機会を作っています。加えて、園内ではシャッフル保育を取り入れることで、他のクラスの動きや子どもへの視点を広げることにつながっています。さらに幼児教育プログラム(CLiP)をテーマにした拠点勉強会を実施しています。これらの研修を通して保育の質を高めています。

さらに取り組みが望まれるところ

保育参加の実施を増やすことや園の取り組みを紹介し、保護者との共通理解を深めようとしています

保護者と職員の信頼関係を深めるための取り組みとして、登降園の際にコミュニケーションをとるように努めています。また、保育参加の際には、一緒に散歩に出かけたり給食を食べたりする時間を設けており、随時参加を受け付けています。そのほか、年1回の保護者会では園での普段の様子を映した動画を見てもらいながら、園の取り組みを説明しています。一方、園では保護者に対して子どもの様子や園の取り組みを十分に伝えきれていないと感じています。そこで、今後の取り組みとして、保育参加の実施を増やすとともに、園だよりを通じて法人や園内で実施している研修内容の紹介を検討しています。こうした取り組みにより、保護者との共通理解を深めようとしています。

来年度はふれあい遊びや親子体操などの事業を毎月実施し、地域の子育て支援に取り組んでいきたいと考えています

コロナ禍において、子育て支援事業の実施を見送っています。コロナ禍以前は、地域の子どもたちとのふれあい遊びや親子体操などを企画し、ブログや園・町会の掲示板などで周知を図っています。来年度については毎月事業を実施していきたいと考えています。

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

CLiPやおたより、送迎時の会話を通じて、保育内容や取り組みの意図などを伝えていきたい。併せて子どもの成長発達に関する理解も、深めていただけるような会話や情報発信をしていく。また、重説の内容も理解していただけていない部分が多かったため、園だよりなどでも定期的に周知し、認知していただけるようにしたい。細かな配慮や対応を行うことで信頼関係を築き、コミュニケーションを図っていきたい。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0	
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6	0
				5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	5	0
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	0
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0
				10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0	
			利用者満足度の向上	13 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0
			利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0
		2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3	0
				16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0
		3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0
				18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0
		4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4	0
				20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
				21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	0
				22 身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	4	0
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	0
				24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	0
				25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4	0
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0
		子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	0	
			28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0	
			29 食育の推進に努めている。	5	0	
			30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0	
5 安全管理	環境と衛生	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0		
		32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0		
	災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0		
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	4	1		
		計	135	1		

保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■ 整備や実行が記録等で確認できる。 □ 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■ 理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <p>法人の運営理念は「子ども・保護者・職員の笑顔あふれるあたたかい“おうちのようないくえん”」で、運営方針は「愛情をたっぷり注ぎ、あわてず個性を伸ばす」です。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>法人のビジョン・理念について、職員の理解を深める取り組みとして、法人で作成している「みんなの保育指針」「大切なこと」を全職員に配布し、入職時研修などで説明しています。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保護者に運営方針や全体的な計画について入園説明会や保護者会などで説明し、分かりやすく説明しています。</p>	
4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針により重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■ 運営の透明性の確保に取り組んでいる。
<p>(評価コメント)</p> <p>園の中・長期事業計画および単年度計画は、年度末に法人が策定した素案を基に作成しています。中・長期計画には目指すべき施設像が明示されており、単年度計画には取り組む課題を明記しています。また、計画に合わせた予算編成は本部が主導して作成しています。</p>	
5 事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■ 方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園の中・長期事業計画および単年度計画は、職員には年度始めの職員会議で説明しています。そして、年度末には利用実績や事業計画に対する結果を記載した年度報告書を作成し、共有するようになっています。事業計画の進捗状況についても職員会議で共有し、年度の途中で見直す場合には、園長が決定しています。</p>	
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組む指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員の定着に向けて、休暇を希望通りに取れるように勤務シフトを調整したり、残業の削減に取り組んだりするなど就業状況の改善にも取り組んでいます。加えて、年1回のストレスチェックの実施や年3回の園長による個人面談を通して、各職員の勤労状況や意欲を把握・分析しています。</p>	
7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■ 全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>法人職員そして保育職員として守るべき法や規則についてまとめた資料「一般常識・マナーマニュアル」や16の事例でビジネスマナーや公私混同への警鐘などを分かり易く解説した小冊子「コンプライアンスあるある大百科」を全職員に配布し、職員がマナーとモラルを身に付けるように指導しています。また、本部のコンプライアンス委員会が制作した動画を活用し、職員が視聴する度に理解が深まるように取り組んでいます。さらに、全職員に年2回「コンプライアンス意識の認識度チェック」を実施して、自己点検による意識向上に努めています。</p>	

8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 ■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>法人全体で相互評価を年2回実施し、賞与や賃金に反映しています。評価のポイントは、組織力の向上に向けたチームワークに重点を置いています。評価者を上司だけでなく同僚職員など広範囲にし、より客観的な人事評価を目指しています。また、園長はトップダウンではなく、職員が提案できる機会を設けボトムアップによる園の運営を心がけ、職員のモチベーションの向上を図っています。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。 ■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員の定着に向けた取り組みとして、完全週休2日制の実施や退職金制度の完備、誕生日プレゼントの実施、福利厚生施設の優待利用、家賃補助制度の整備などを行っています。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■中長期の人材育成計画がある。 ■職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■個別育成計画・目標を明確にしている。 ■OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>研修計画には、本部で実施している研修・園内研修・外部研修などがあります。本部の研修は、階層別に年3回実施されており、経験や実績に合わせて各職員が参加する仕組みになっています。また、海外の保育を学ぶ機会として海外研修も実施しています。交換研修では職員が他の系列園に赴き、園の取り組みや同じ職種や役職の業務について見聞を広げる機会を作っています。さらに幼児教育プログラム(CLiP)をテーマにした拠点勉強会を行っています。これらの研修を通して保育の質を高めています。</p>		
11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもと保護者の価値観や生活習慣に配慮するために、行事アンケートや保護者アンケートなどにより日常的なサービスに係る保護者の意向を確認しています。その上で、好きなものから食べるといった食習慣などに対応するほか、虐待防止および適切な対応に備えて、職員は職員会議などで学びを深めています。加えて、「よりよい保育のためのセルフチェックシート」を活用し、職員自らの行動を振り返ることを促しています。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <p>個人情報保護や情報セキュリティについては、入職時研修や会議の中で説明をし、職員の理解を深めています。また、職員は入職時に守秘義務について誓約書を取り交わしをしています。個人情報や機密性の高い情報を含む文書は、事務室内にある鍵のかかる書庫に保管しています。</p>		
13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <p>利用者のニーズは、保護者アンケート・運営委員会・意見箱などにより把握し、職員会議で職員と共有しながらサービスの改善につなげています。利用者からの要望に対応した事例として、保育の様子を撮影した写真を園内に掲示したことが挙げられます。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <p>苦情受付については園長が受け付けし、園長及び本部が解決にあたっています。そのような体制や役割について入園のしおりや玄関掲示で保護者に伝えています。利用者から意向や要望を伝えられた際は職員で共有し、口頭や掲示、もしくは文書の配布により回答しています。さらに運営委員会でも共有しています。</p>		

15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>サービスの質の向上に向けて、職員は園内外の研修に参加するとともに、報告書を作成して職員会議で発表しています。また、クラス会議や乳幼児会議において職員の日頃の気づきを伝えあっています。その際、グループワークのスタイルを採用し、職員の発言を促しています。並行して、定期的に第三者評価を受審しています。</p>		
16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>業務の標準化を図るため、法人としてみんなの保育指針・大切なこと・保育・食物アレルギー対応・衛生管理・危機管理・看護マニュアルなどを整備しているほか、園で独自に「アレルギー食の提供方法」を作成しています。職員にはみんなの保育指針・たいせつなこと、水遊びマニュアルを配布し、マニュアルに対する理解の普及を図っています。業務の実施状況は職員会議などで、主任・調理職員・看護師が中心となり確認しています。加えて、本部の監査担当が年2回監査を実施しています。</p>		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>見学者対応は主に園長と主任が担当し、個別対応で随時開催しています。見学の際は、特に「困ったことや気づきなどを言葉にして伝えていける力を育てていること、遊びの中で学べるように工夫していること、多くの本にふれることができるさくらさくライブラリーを設置していること」などについてアピールしています。</p>		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園が決まった利用者には、入園説明会を2月中旬に開催し、準備物の実物を用意するなど、保育内容を分かりやすく伝えていきます。その際、サービス内容やプライバシーの保護については入園のしおりおよび個人情報の取り扱いに関する同意書で同意確認を得ています。サービス内容に対する保護者の意向は、個人面談で把握するとともに、個人面談記録に記録しています。</p>		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>利用者のニーズは、保護者アンケート・運営委員会・意見箱などにより把握し、職員会議で職員と共有しながらサービスの改善に取り組んでいます。利用者からの要望に対応した事例として、保育の様子を撮影した写真を園内に掲示したことが挙げられます。また、地域の福祉ニーズは、地域の私立園長会や町会の行事に参加して情報を収集しています。また、夏祭りなどの行事や町会の会合に参加して、日頃から情報交換を行っています。それらの情報を基に、「全体的な計画」を策定しています。</p>		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <p>「全体的な計画」に基づき、年・月・週を単位として指導計画を作成しています。なお、指導計画の作成にあたり、就学を控えた時期においては午睡を短縮するなど、状況に応じて配慮しています。個別の指導計画は0・1・2歳児および特別に配慮を要する子どもなどを対象に作成しています。なお、指導計画を見直す際は、園長・主任で相談の上、昼礼やクラス会議で検討しています。</p>		

21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊ぶように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊ぶ時間が確保されている。 ■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもが主体的に活動できるように、遊びに応じたままごと・ブロック・絵本・机上遊びができるコーナーなどを設けています。また保育室や廊下などで自由に活動できるようにしているほか、子どもが玩具や教材を自ら選択して使えるようにしています。加えて、「おまつりごっこ」のような場面では、出店の内容を子どもたち自身で話し合う機会を設けています。</p>		
22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園庭では、ボール・ぼっくり・一本下駄・縄跳び・長縄などを使った遊びや活動を行っています。また、散歩に週2・3回程度出かけ、近隣の公園や池などを訪れています。公園や散歩の途中では、どんぐり拾いや落ち葉拾いなどをして過ごしています。そのほか園内では、さくら・稲・夏野菜・りんごの木などの植物にふれたり、ザリガニ・カブトムシ・メダカなどの生き物を飼育しています。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもが互いを尊重する心を育むため、定期的に全クラス通じた異年齢交流を行っており、遊び・食事・着替えなどの際に、年上の子どもが年下の子どもへの生活の手伝いを行っています。子ども同士のけんかやトラブルが生じた際は、見守ることを基本としています。トラブルが発生した際は、ヒヤリハット・怪我報告書・事故報告書を作成し、クラス会議などにおいて再発防止策を検討しています。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>配慮が必要な子どもを受け入れるために、職員配置を整えるとともに、市などと連携しながら理学療法士や作業療法士の助言を受け適正な対応を心がけています。</p>		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
<p>(評価コメント)</p> <p>18時31分～20時は延長保育時間として設定し、それに合わせて、17時30分くらいから合同保育を行っています。合同保育は1・3歳児室で行い、補食を提供する際には、夕食に響かない程度におにぎりを提供しています。また、普段は使っていない玩具を用意するなど子どもが楽しく過ごせるように配慮しています。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <p>保護者と職員の信頼関係を深めるための取り組みとして、登降園の際にコミュニケーションをとるよう努めています。また、保育参加では一緒に散歩に出かけたり給食を食べたりする時間を設けて、随時参加を受けています。そのほか、年1回の保護者会では、園での普段の様子を映した動画を見てもらいながら、園の取り組みを説明しています。そのほか、就学支援を目的として、保護者に向けて小学校はてなハンドブックを配布しています。</p>		

27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもの健康状態を把握するため、内科医による内科健診を年2回、および歯科医による歯科健診を年1回実施しています。与薬は基本的に行っていませんが、熱性けいれんなどの場合は、与薬指示書の提出とともに薬を預かっています。また、SIDS対策として、視診を行いながら午睡時の子どもの健康状態を確認し、午睡チェックや乳幼児突然死症候群防止リストに記録しています。このような取り組みについて、保護者には入園説明会の際に園長・主任から説明しています。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保護者と連携して子どもの健康維持に取り組むために、保健だよりを毎月発行し、感染症や季節ごとの健康管理などについて伝えています。また、感染症の流行を予防するため、職員は嘔吐処理方法の実施手順などを学び、理解を深めています。感染症が発生した場合は玄関掲示や一斉メールなどにより保護者に情報提供しています。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <p>献立は法人統一で、季節の食材を取り入れ、栄養に配慮した和食中心の給食を提供しています。栄養士や調理師は保育室に赴き、喫食状況を確認しています。食物アレルギーのある子どもについては、食物アレルギーマニュアルに沿って除去食を提供しています。環境面では、他児から一定の距離を設けた個人用の机を用意するとともに、配膳する際は、色違いの食器・トレー・プレートを使用して職員によるトリプルチェックを行うなど、誤食の防止に取り組んでいます。食育活動では、「普段の生活の中で食に関わること」を大切にして取り組んでいます。園内ではブロッコリー・トマト・かぶ・なす・ピーマン・枝豆などの野菜を栽培し、給食に取り入れています。また、お米は種籾から育て、収穫・脱穀をしておにぎりを作った後は、わらで正月飾りを作るところまで体験しています。0歳児は食材にふれることから始め、5歳児になると、うどんやおにぎりづくりなどの調理を行っています。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育方針である「おうちのようないくえん」を目指し、子どもが安心してくつろげるように、木のぬくもりで暖かさを感じられるような設計にしています。また、各保育室にはマット・ゴザ・クッションなどを設置するとともに、1・2歳児クラスには天蓋を備え付けるなど、環境づくりに配慮しています。加えて、施設内を適切な状態に保持するために「気温・湿度表」を活用するほか、職員が定期的に清掃・保守点検を行っています。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <p>事故・感染症・侵入・災害などが発生した際は、事故報告書・ヒヤリハット報告書・保育日誌などに記録しています。その上で発生要因を職員会議で分析して再発防止策を職員に周知するとともに、玄関掲示・一斉メールにより利用者にも報告しています。施設内の設備や遊具などの安全点検については、「施設安全点検表」に基づき、毎日実施しています。また、防犯訓練として、不審者対策(年1回)・見失い訓練(年3回)を実施するほか、交通安全指導として、散歩の際に交通ルールなどの確認を行っています。</p>		

32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>事業継続計画(BCP)は、都市直下型地震・風水害を想定して作成しています。対策本部には法人本部をあて、園には3日分の防災備蓄品を備えています。また、子どもが安全に対して関心が持てるよう、防災訓練は火災・地震を想定して毎月実施しています。なお、避難経路は3経路設定し、年度始めには、職員で経路の確認を行っています。利用者及び職員の安否確認方法については、「安否メール」を導入しています。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 □子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>コロナ禍において、子育て支援事業の実施を見送っています。コロナ禍以前は、地域の子どもたちとのふれあい遊びや親子体操などを企画し、ブログや園・町会の掲示板などで周知を図っています。来年度については毎月事業を実施していきたいと考えています。そのほか、地域の一員として、保幼小連絡会に参加しています。</p>		